

農地法第3条許可事務の流れ

- ・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を15日と定め迅速な許可事務に努めております。

手順	申請者の方の流れ	農業委員会等の流れ	内 容
1	申請についての相談		農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。(下記記載)
2	申請書の記入		申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。 なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
3	必要書類の入手		別添の必要書類一覧表をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
4	申請書提出前の再確認		記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。
5	申請書の提出 毎月25日締め	申請書の受付	農業委員会事務局へ申請書を2部、添付書類を1部提出してください。 毎月25日までの提出分は、原則翌月の総会に提出します。
6		申請書内容と 添付書類の確認	申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を確認します。
7	現 地 調 査 毎月5日前後実施		申請内容を基に現地調査を行います。詳細が決まりましたら通知を送付しますので当日は立会をお願いします。
8	農業委員会総会 毎月10日前後開催		農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
9	許可書の交付 総会の翌日以降		認印をご持参のうえ農業委員会事務局までお越し下さい。

(連絡先) 長野原町農業委員会事務局
住所：長野原町大字長野原1340番地1
長野原町役場 農林課 農林係内
電話：0279-82-3035 FAX：0279-82-3115